



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

中国の集団的抗議行動 —大規模化・暴力化とコーポラティズム—

武 田 康 裕

中国の集団的抗議行動

—大規模化・暴力化とコーポラティズム—

武田康裕

1. 問題の所在

現代中国において、集団的抗議行動は決して新しい現象ではない¹。しかし、1990年代以降の農民、労働者、都市住民などによる抗議行動は、政治目的と組織力が欠如している点で、文化大革命時代に上から動員された社会運動とは性質が異なる。また、天安門事件後の小規模かつ平和的な「依法抗争(rightful resistance)」とも異なり、2000年代に入ってから集団的抗議行動は、大規模化かつ暴力化が進行している。中国当局は、これを「群衆性事件」と呼び、「人民内部の矛盾を原因とし、多数が参加することで、公共の安全に危害をもたらし、社会秩序を乱す事件」と定義する。諏訪が指摘するように、「敵対矛盾」ではなく「人民内部の矛盾を原因」とする集団的抗議行動には、軍や警察による取り締まり対象にならない合法的なものも含まれる²。

アンドリュー・ウェデマン(Andrew Wedeman)によれば、中国全土で発生している集団的抗議行動の頻度は、1993年の8700件から2010年の18万件へと約20倍に増加した³。抗議行動に参加する中心的な主体のうち、全体の36.5%は労働者で、農民が24.2%、都市住民が17.7%を占める。また、抗議行動の規模については、過去20年間を通じて、数十名の小規模集団が全体の10.6%、数百名の中規模集団が45.8%、千名以上の大規模集団が40.3%を占める。特に、大規模な抗議行動が全体に占める比率は、2000年代前半の33.2%から2000年代後半の43.3%へと増加した。そして、抗議行動の大規模化と共に顕著な傾向を示しているのが、暴力化である。暴力を伴う抗議行動の比率は、2000年代前半の41.8%から、後半には58.5%へと急増した⁴。

特に、中国における集団的抗議行動の暴力化傾向は、世界銀行によるグローバル・ガバナンスの指標とも一致する⁵。その中でも、中国国内の社会不安の水準を示す指標（国内の政治的安定度と暴力の程度によって算定された+2.5〜-2.5までの数値で表記）は、2000年の-0.28から2011年の-0.7へと悪化している。しかも、他の東アジア諸国と比較しても、中国はフィリピン(-1.39)、ミャンマー(-1.16)、タイ(-1.02)、インドネシア(-0.82)に次いで悪い値を示している。国際比較の観点から興味深いのは、中国と同様に一党独裁体制下で市場経済を導入したベトナムの指標(+0.17)が、中国よりも良いことである。一般的に、貧富の格差を示すジニ係数が0.4を越えると、社会不安を増長すると言われている。しかし、2010年時のジニ係数に関して、中国(0.438)とベトナム(0.43)は同程度の値を示している⁶。にもかかわらず、中国の方がベトナムよりも社会不安が悪化しているのは何故であろうか。これは、単に経済格差がもたらす不満や怒りの存在だけでは、暴力的抗議行動の出現を説明するのが難しいことを物語っている。

本稿の目的は、上記の疑問に答えるため、1990年代から頻発する中国の「群衆性事件」に関して、特に労働者による集団的抗議行動に焦点を絞り、2000年代に入って大規模化と暴力化が進行する原因を、ベトナムとの比較を視野に入れながら解明することにある。

2. 先行研究

一般に、集団的抗議行動の発生原因をめぐる先行研究は、民衆の不満や怒りを醸成する動機に焦点を当てたものと、動機を実際の集団行動に駆り立てる機会に着目するものとに大別できる。

第一に、社会運動の動機に着目する研究に、期待される欲求水準と現実の充足水準との乖離に注目する相対的剥奪論がある⁷。中国の集団的抗議行動の原因についても、経済成長にともなう貧富の格差⁸や地方官吏の汚職や権力乱用を生みだす行動原理⁹などを指摘する研究が散見される。しかし、仮に不満や怒りの存在が抗議行動の動機を形成していても、それが直ちに行動の集合性や

暴力化に結びつくわけではない。また、動機がなくとも集団的抗議行動は起こり得るし、動機があっても社会運動に参加しない人々が存在する¹⁰。

第二に、参加動機を集合行動に結びつける客観的な機会(又は制約)に着目した研究に、資源動員論と政治機会論がある。

資源動員論は、抗議行動に参加する主体の能力に焦点を当て、資金、時間、組織力、人的ネットワーク等を重視する¹¹。しかし、公的な制度外で活動する中国における運動主体の資源は、共産党の一党独裁体制による制約下では総じて乏しい状況にある。近年では、インターネットやフェイス・ブックのようなソーシャル・メディアが、乏しい運動資源を補って一定の動員効果をあげているのは確かである。しかし、労働者や農民の抗議行動が組織化され、職場や地域を越えた組織的連携に発展するには至っていない。

他方で、政治機会論は、集団的抗議行動を規制する側に着目する。その中には、政治的規制が強すぎず弱すぎない中間領域で、集団的抗議行動は最も起こりやすいとする研究成果がある¹²。規制が強すぎれば運動は弾圧され、規制が弱すぎれば制度的な方法で抗議の意思を示すことが可能になるからである。この主張は、中国当局の対応が、天安門事件直後の強硬な姿勢から2000年代に入って穏健な姿勢に変化したことと、社会運動の頻発化や大規模化が連動している事実と符合する。実際、2003年～09年までに発生した大規模な集団的抗議行動に対して、当局が実力を行使したのは全体の4%にすぎなかったとの調査結果がある¹³。しかし、集団的抗議行動が資源配分をめぐる物質的要求にとどまっており、統治の正統性をめぐる政治的要求には至っていないことや、暴力化の水準が政府の許容する範囲にとどまっているために強硬な規制には至っていないという逆の因果図式も考えられる。

いうまでもなく、集団的抗議行動は、動機だけでも機会だけでも発生するものではない。また仮に、社会の側に抗議の動機と集合行動を可能にする能力が備わり、国家の側にそれを許容する客観的条件が存在したとしても、集団的抗議行動の発生の有無や頻度を説明できても、その規模や強度といった質的側面までは説明できない。つまり、2000年代後半における中国の集団的抗議行動

の大規模化と暴力化を解明するには、国家と社会をつなぐ行動空間における集団的抗議行動の発生メカニズム、特に、国家と社会を媒介する利害調整の制度にメスを入れる必要がある。

一般に、未組織労働者による違法ストライキや一部の労働組合員が所定の手続きに違反して行う山猫ストライキ、農民や都市住民による集会・街頭デモ、群衆による破壊活動や暴動など、様々な実力行使を伴う集団的抗議行動は社会運動と総称されてきた。社会運動には、利害に基づく古い社会運動と、1970年代以降に登場したアイデンティティに基づく新しい社会運動がある。しかし、新旧いずれの社会運動も、(1) 集合的な利益表出行動であり、(2) 既存の制度の枠外における、(3) 異議申し立てである点に共通の特徴がある¹⁴。特に既存の制度の枠外という点に着目すると、社会運動は、労働組合による遵法ストライキや選挙運動のような制度内で行われる他の異議申し立てとは区別されねばならない。

こうした社会運動の特性から、集団的抗議行動は、既存の利害調整制度の関数として捉えることができ、その制度化の度合に反比例して、集団的抗議行動の大規模化や暴力化が起きると想定できる¹⁵。つまり、集団的抗議行動の大規模化や暴力化は、既存の利害調整制度が機能不全に陥った結果であるといえよう。そして、国家と社会を媒介する利害調整制度にコーポラティズムがある。コーポラティズムとは、市民社会における様々な利益が、それを代表する特定の団体によって政治社会の政策決定の場に表出されるような利益媒介構造を指す。そして、いかなる政治体制下にあっても、国家が安定的に政治経済を運営するために構築された国家・社会関係の一形態である¹⁶。

民主主義体制下のネオ・コーポラティズムとストライキ行動との関係性を分析した先行研究は、コーポラティズムの制度化がストライキ行動を活性化するという推進説と、反対に制度化が進むほどストライキ行動が鎮静化するという抑制説とに二分されてきた¹⁷。これに対し、桐谷の研究は、コーポラティズムの制度化指標を精緻化した上で、制度内部に存在根拠を置くストライキ行動だけでなく、既存の制度外で発生する新社会運動にまで分析の射程を伸ばした。

その結果、ストライキ行動は、制度化の高低両極で頻度が高く、規模は小さくなるものの、新社会運動は、制度化の水準が高いほど運動の頻度も規模も抑制的になるとの分析結果が提示された¹⁸。本稿の分析対象が、制度外での異議申し立てである社会運動であるとするれば、中国における集団的抗議行動の大規模化は、コーポラティズムの制度化水準が低下した結果と解釈することができよう。

ただし、上記の議論は、民主主義体制下の社会コーポラティズムを前提としている。社会コーポラティズムの制度化水準は、制度を特徴づける利益集団システムの「集権度」や「集中度」によって示される¹⁹。しかし、中国のような一党独裁体制下の国家コーポラティズムを前提とする場合、制度化水準は利益集団システムの「集権度」や「集中度」で一元的に測定するのではなく、国家から社会への「制約(constraints)」の度合いにも注目する必要がある。コリアー夫妻(Ruth Berins Collier and David Collier)は、国家コーポラティズムと社会コーポラティズムを二項対立的に区別するのではなく、制約の強弱に基づく連続体として捉えるべきであると指摘した²⁰。そうであるとするれば、社会コーポラティズムの制度化水準の低下は、国家コーポラティズムへの接近を意味することになる。しかし、1950年代と80年代の一時期を除けば、中国ではそもそも一貫して国家コーポラティズムが維持されてきた。特に90年代以降は、「党=国家体制の復活と弱体化した政治協商体制の暫定的定着期」との指摘もある²¹。とすれば、2000年代における集団的抗議行動の大規模化と暴力化は、中国型国家コーポラティズムの如何なる変化がもたらしたものと言えるのであろうか。

3. 分析枠組と仮説

本稿では、既存のコーポラティズム研究に二つの修正を施すことにする。第一に、従来までの国家対社会の二元論に代えて、国家—政治社会—市民社会という三項図式を導入する²²。アルフレッド・ステパン(Alfred C. Stepan)が提起したこの三項図式は、桐谷の研究でも採用されているが、そこでは政治社会

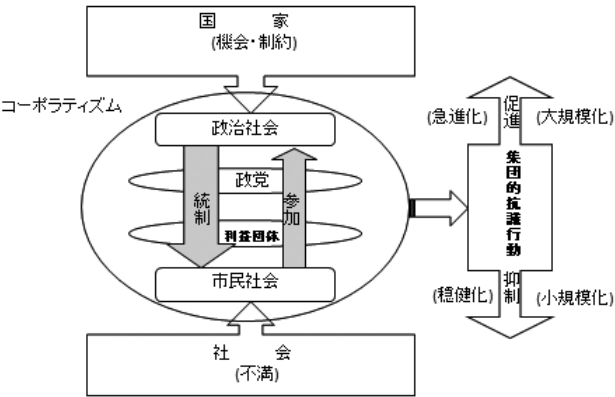
において公的地位を有する利益集団の配置状況だけに着目しており、政党と利益団体の関係性には触れていない。本稿では、市民社会において利益表出機能を担う社会集団(利益団体)と、政治社会に足場を置き、利益集約機能を期待される政党を介在させる。民主主義体制であれ非民主主義体制であれ、政党は国家と市民社会を繋ぐ基本的な媒介装置であることに変わりはない。全体主義体制では単一の政権党だけがその役割を独占するが、権威主義体制では政権党の他に自律性を制限された反対政党が、民主主義体制では政権党以外に完全な自律性を有する複数の野党が役割を分担する。しかも、中国のような党国体制下では、国家と政府を領導するのは共産党であり、利益団体の公的地位も党との関係によって規定されるからである。

第二に、従来、コーポラティズムの制度化水準を表す指標として、集権化という概念が広く使用されてきた。集権化は、利益表出システムの階層性を端的に示すものであり、社会からの参加と国家からの統制の程度を同時に測定可能な単一の指標とされてきた。ここでは集権化が高まると、政府の協議パートナーとして社会集団が公的地位を獲得することが暗黙の前提とされている。しかし、単一の政権党しか存在しない場合でも、社会集団の政治的影響力は一定ではない。言い換えれば、社会集団が政策形成過程に参加する程度は異なるはずである。また、自律した野党が存在する場合には、社会集団と政党との関係性は一層複雑となる。また、社会集団が政策形成に参加する程度だけでなく、国家が政府・与党を通じて社会集団を統制する程度も異なるはずである。そこで、コーポラティズムの制度化の程度を、社会からの国家への参加(ボトム・アップ)と国家による社会への統制(トップ・ダウン)という二つの側面から捉え直すこととする。

図1は、本稿の分析枠組みを示した概念図である。社会で醸成される不満という動機と、国家が付与する機会と制約を媒介し、集团的抗議行動の発生に影響を与えるのがコーポラティズムである。コーポティズムは、市民社会から政治社会への参加と、政治社会から市民社会への統制が、利益表出機能を持つ利益集団と利益集約機能を持つ政党を介して相互に作用する制度である。そして、

経済社会環境の変化へのコーポラティズムの対応の仕方によって、集团的抗議行動の規模や強度が変化すると想定される。

図1 分析枠組みの概念図-集团的抗議行動コーポラティズム



その上で、集团的抗議行動の大規模化は国家による社会への統制の弱体化が、その暴力化は社会から国家への参加の減少によって引き起こされるという仮説を立てることにする。国家の統制が弱まれば、利益団体が自主的に大衆を動員する機会が増大したり、未組織大衆の行動空間を拡大すると考えられるからである。また、社会から国家への参加機会が減少すれば、異議申し立ては一方的な実力行使に頼らざるをえなくなると考えられるからである。そして、表1に示すように、社会から国家への参加(増大と減少)と国家による社会への統制(強化と弱体化)の組み合わせから形成させるⅠ～Ⅳまでの4類型のコーポラティズムに応じて、規模と強度の異なる集团的抗議行動が出現することが想定される。社会から国家への参加が増大し、国家の社会への統制が強化される場合(Ⅱ)、集团的抗議行動は穏健化かつ小規模化し(抑制型)、反対に社会から国家への参加が減少し、国家の社会への統制が弱体化する場合(Ⅳ)、集团的抗議行動は急進化かつ大規模化しやすい(促進型)。他方で、両者の中間形態として、参加が

増大し統制が弱体化する場合（Ⅰ）、集团的抗議行動は穏健化かつ大規模化し、参加が減少し統制が強化される場合（Ⅲ）は急進化かつ小規模化しやすいと仮定する（折衷型）。

表1 コーポラティズムと集团的抗議行動の4類型

〔国家からの統制〕

〔社会からの参加〕	強化		弱化	
	増大	（Ⅱ）抑制型（穏健化・小規模化）	（Ⅰ）折衷型（穏健化・大規模化）	
	減少	（Ⅲ）折衷型（急進化・小規模化）	（Ⅳ）促進型（急進化・大規模化）	
		出典）筆者作成		

中国労働者の集团的抗議行動を念頭に置いた場合、社会から国家への参加は、労働組合が労働者を代表する程度や、労働組合が共産党の意思決定及び労働政策の決定過程に関与する程度によって測定される。また、国家から社会への統制は、共産党及び上級労働組合による指導の下での下級労働組合の自主性、および労働組合による労働者に対する統制の程度によって測定される。ただし、統制の強弱は参加の大小の裏返しではない。なぜなら、弱い統制により労働組合や労働者の市民社会での自主性が高まったとしても、それが政治社会での参加の拡大を保証する訳ではないからである。

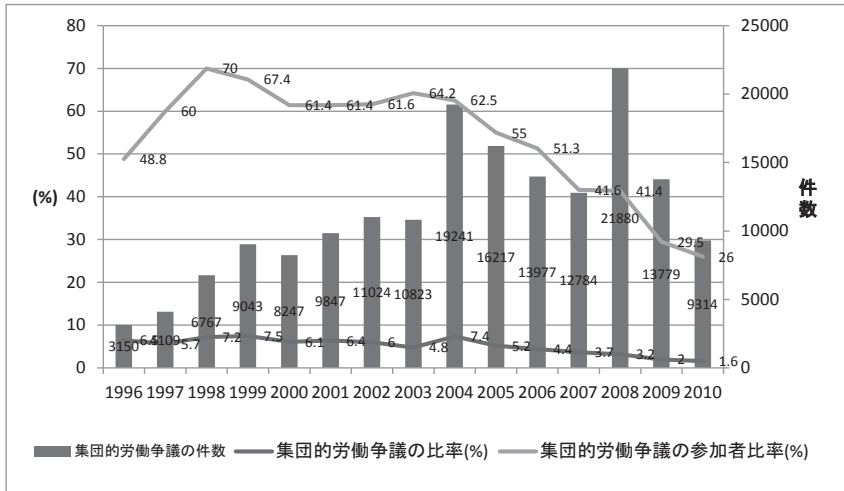
4.労働者の集团的抗議行動

中国における国内総生産の実質成長率は、2001～05年までが年平均13.3%、2006～10年までが16.7%であった。この間、一人当たりの国民所得は、2000年の7,735元から2010年の30,037元へと約4倍に拡大した。その一方で、所得格差を示すジニ係数は、2005年の0.415から2010年の0.438へと悪化を続けた。2010年の産業別賃金でも、情報通信業が64,436元であるのに対して、建設業は27,529元と約2.3倍もの開きが存在する²³。

こうした所得および賃金の格差を背景とする社会紛争の中で、労働者の不満は様々な労働争議となって現れた。実際、全国各級の労働争議仲裁委員会が受理した労働紛争件数は、1996年の48,121件から2001年には154,621件へと3.2倍に増大した後、2008年には693,465件まで激増した。その後漸減したものの、2010年まで600,000件以上で推移している。発生件数だけに注目すれば、労働者が集団的抗議行動という形で不満を表明する頻度は、全体の労働紛争の中のごく一部にすぎない。たとえば、労働争議全体に占める集団的労働争議の比率は、1999年の7.5%が最大で、2000年代後半には3%以下にまで減少している。ただし、集団的抗議行動に参加する労働者の数は、発生頻度とは異なり、不満を持つ労働者全体の中で大きな比重を占めてきた。集団労働争議に参加した労働者の比率は、1999年には67.4%で、2006年までは一貫して50%以上を占めた。その後減少傾向が続くものの、2010年でも26%を占めている(図2参照)。

上記の集団労働争議は、陳情、デモ、集会、サボタージュ、ストライキ等を含んでいるが、団体交渉や労働協約とは無関係に実施され、労働組合によって組織されたものではない。そもそも、中国では1975年憲法で認められていた組合のストライキ権が、82年憲法で削除されて以来、現行憲法でも認められていない。2001年の改正労働組合法は、労働者の自発的ストライキを適法とし、労働組合がストライキの処理に参加する地位を与えた²⁴。つまり、労働組合の役割はあくまで労働紛争の調停であり、ストライキの当事者として位置づけられていない。したがって、労働組合が実施しないストライキ行動は、必ずしも違法ではないが制度外の社会運動とみなすことができる。また、中国の公式統計には正確なストライキ件数は計上されておらず、労働争議として受理されない集団的抗議行動が多数存在することも忘れてはならない。

図2 中国の集团的労働争議—1996年～2010年



出典)『中国労働統計』より筆者作成

中国で発生するストライキ件数に関しては様々な推計が行われている。香港の China Labour Bulletin が独自に調査したデータによれば、2000年～2010年までの10年間の年平均件数は55.3件であるが、メディア報道に基づくインターネット・サイト China Strikes の推計では、2008年から2012年までの4年間に年平均140.5件に急増している。2009年1年間だけで30000件という社会科学院研究員の推定もあり、ストライキの実態が増加傾向にあることは間違いなさそうである。

他方で、1994年の労働法典でストライキ権を容認してきたベトナムでは、総じてストライキの発生頻度は中国よりも高い傾向にある。表2に示すように、2001年～2005年まで年平均120件であったが、特に物価上昇率が二桁となった2006年以降は、年平均546.5件へと急増している。ベトナムでは、ほとんどのストライキが労働組合によって組織されたものではない山猫ストライキである。いずれにせよ、2000年代後半における中国とベトナムのストライキ件数は、

世界と比較しても高い水準にあるといえよう²⁵。

中国におけるストライキの規模に関して、China Strikesによれば、2008年から2012年までの490件中、数百名以上が参加したストライキは全体の76.5%に達し、数千人以上のものだけでも全体の約33%であった²⁶。規模拡大の背景には、抗議行動の主体が国営企業から私営企業の労働者に移行したことがあげられる。2000年から06年まで、国営企業労働者の抗議行動が全体の半数以上を占めてきたが、2007年以降は私営企業労働者が半数以上を占めるようになった。参加者500名以上の大規模抗議行動に限ってみると、2003年～07年までは国営企業労働者が44件、私営企業労働者が12件であったのが、2008年～09年には20件と32件に逆転したとの調査結果もある²⁷。

私営企業労働者の中心は、地方からの出稼ぎ農民で、2009年には、1980年以降に生まれた新世代の農民工が全体の60%以上を占めるようになった。新世代の農民工は、旧世代と比べて教育水準が高い一方で、都市部の企業労働者の月平均収入の58.4%にすぎず、旧世代の農民工よりも組合への加入率が低いという特徴がある²⁸。また、2000年代の変化の特徴として、従来までの労働者としての基本的権利の維持・獲得に加え、賃金や労働条件の改善要求が増えていく点が指摘されている。事実、そうした新しい要求は、2010年以前は9%～17%の間を推移していたが、2010年には30%に上昇した²⁹。

1990年から2008年までにメディアで報道された947件の大衆抗議行動を分析したウェデマンによれば、暴力的な抗議行動に労働者が参加する比率は32.17%で、農民の77.73%よりは少ない。また、賃金やレイオフを巡る抗議行動が暴力化する比率は、それぞれ31.09%と28.71%で、土地問題の75.9%や民族問題の63.64%と比べれば比較的小さなものであった³⁰。China Labour Bulletinでは、2000年から2010年までの553件のストライキ行動のうち、暴力化した事例は、全体の2.7%に当たる15件にすぎなかったという³¹。とはいえ、2000年代後半にはいって同様に大規模なストライキが頻発し始めたベトナムと比べた場合、中国でのストライキは対立的で暴力的な抗議行動が多いと指摘されている³²。

表2 ストライキ件数—中国とベトナムの比較

	中国		ベトナム	
時期	2000 年 ～ 2010 年 (1)	2008 年 ～ 2013 年 1 月 (2)	2001 年 ～ 2005 年 (3)	2006 月 ～ 2011 年 11 月 (4)
総 件 数	553	562	600	3279
年 平 均 件 数	55.3	140.5	120	546.5

出典)

(1)China Labour Bulletin, “A Decade of Change: The Worker’ Movement in China 2000-2010,” *Research Report*, March 2012,The Worker’ Movement in China 2000-2010,” *Research Report*, March 2012, p.1.

(2) <https://chinastrikes.crowdmap.com/reports> 2012年2月12日アクセス

(3) 藤倉哲郎「ドイモイ 最初期における労働組合の諸活動とベトナム労働総連合(VGCL)の方針」『アジア研究』Vol.55, No.1, 2009年1月、p.70.

(4) <http://www.amrc.org.hk/node/1240>,

<http://english.vietnamnet.vn/en/society/17535/strikes-double-in-2011.html>

5.政府の対応

2004年、中国共産党は、群体性事件を人民内部の矛盾として公式に規定した。つまり、労働者の集団的抗議行動は、必ずしも政治的な反体制活動ではなく、労働者の正当な権利や利益の侵害に対する経済・社会的反発であると認定した。その結果、集団的抗議行動は、直ちに鎮圧と処罰の対象となるのではなく、幅広い対応措置を駆使した管理の対象に位置付けられた。中央政府は、地方政府に対して、①早期発見、②早期報告、③早期管理、④早期解決からなる「4つの早期」を指示した。また、抗議行動への対応措置は、①集合させず分散すること、②複雑化せず解決すること、③興奮させず鎮静化することを心がけ、警察の投入には慎重を期すこととした³³。

しかし、中央政府が穏健な対応を打ち出していたにもかかわらず、地方政府や公安当局は治安問題として強硬な対応をとる傾向があった。そもそも、中央政府の主要な関心も社会的安定と政治秩序の維持にあり、労使紛争の原因の解消ではなかった。いずれにしても、大規模で急進的な抗議行動であるほど、社会不安に直結する可能性が高いため、政府は敏感に対応した。皮肉なことに、

それが抗議行動の大規模化と暴力化を促進するという悪循環を招いた。政府や経営者の側に立つ工会の基本姿勢が、抗議行動の暴力化を刺激した面も否定できない。

対照的に、ベトナム政府の対応は、概ね労働紛争に理解を示すもので、ストライキ行動にも寛容な姿勢がめだつ。地方政府が使用者に対して労働者への譲歩を迫る一方で、労働組合は労働者に職場に復帰するよう呼びかけた。こうして、政府と組合は、労使紛争を仲裁する役割を果たした。

以上の点から、政府が強硬な対応をした中国の方が、ストライキ行動の大規模化と暴力化が起きており、政府が穏健な対応をしたベトナムの方が、頻発化と大規模化は起きているが暴力化は抑制されてきたという結果が出ている。つまり、政府の対応によって条件づけられるストライキ行動のリスクとコストだけでは、集团的抗議行動の暴力化を説明するのは難しい。実際、2005年に香港の科学技術大学が実施した中国一般社会調査によれば、大規模な集团的抗議行動では成功が19%、失敗が12%であるのに対し、小規模な集团的抗議行動では成功が11%、失敗が58%であった。他方で、暴力的な集团的抗議行動では成功が11%、失敗が31%であるのに対し、非暴力的な集团的抗議行動では成功が19%、失敗が39%であった。つまり、集团的抗議行動は大規模であるほど成功の確率が高まるが、暴力的であるか否かは成功の確率に関係がないことが明らかにされた(表3参照)³⁴。ここから、政府の強硬な対応によって成功の確率が低下することがわかっているにもかかわらず、集团的抗議行動の暴力化が進行する実態が垣間見れる。

表3 中国における集団的抗議行動の暴力化と結果の関係 (%)

	暴力的		非暴力的	
	成功	失敗	成功	失敗
大規模	9	7	10	5
小規模	2	24	9	34
全 体	11	31	19	39

出典) Yongshun Cai, *Collective Resistance in China: Why Popular Protests Succeed or Fail*, Stanford: Stanford University Press, 2010, p.137より筆者作成。

6.社会から国家への参加

(1) 市民社会における参加—労働組合の代表性

多くの先行研究が指摘するように、中国労働者の権利と利益を擁護するのは、労働組合(工会)ではなく党=国家であり、工会が国家や経営陣と対立関係に立つことはない。工会を束ねる中華全国総工会(以下総工会と略記)は、党=国家から労働者を独占的に代表する権限を認可される一方で、党=国家の統制に服する国家コーポラティズムが成立している。

市場経済への移行に伴い、外資系企業や私営企業などの非公有企業が急成長する一方で、国営企業の再編と経営形態の転換が進んだ。1995年から2002年までに5万社の国営企業が整理され、99年までの4年間で1700万人の工会会員が減少したといわれる³⁵。国営企業とその労働者の減少が工会会員の大幅な減少をもたらす一方で、工会設置に消極的な非公有企業労働者の大半は工会に未加入という事態が発生した。こうした事態を打開するため、2001年の第13回工会全国代表大会で組織強化が決議され、03年の第14回大会では農民工を労働階級の一部として公式に工会加入を認めた³⁶。その結果、2000年から2010年までに組合員総数は、1億361.5万人から2億3996.5万人へと約2.3倍に拡大し、少なくとも政府が工会会員の対象とみなす労働者の組織率は90.3%から94.7%へと上昇した。しかし、都市・農村部を含む就業者全体の工会参加率は、

14.4%から31.5%にまで増大したにすぎない(表4参照)。つまり、工会は、実質的に全労働者の3分の1弱しか代表していないことになる。

表4 中国工会の組織率

	1996	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	単位:万人											
A総雇用者	68950	72085	72797	73280	73736	74264	74647	74978	75321	75564	75828	76105
B賃金労働者	11181.4	1147.2	12997	14461.5	13301.6	14436.7	15985.3	18143.6	20452.4	22487.5	24535.3	25345.4
C組合員	10211.9	10361.5	12152.3	13397.8	12340.5	13694.9	15029.4	16994.2	19329	21217.1	22634.4	23996.5
D加入率(C/A) %	14.8	14.4	16.7	18.3	16.7	18.4	20.1	22.7	25.7	28	29.8	31.5
E組織率(C/B) %	91.9	90.3	93.5	92.6	92.8	94.9	94	93.7	94.5	94.4	92.3	94.7
出典『中国統計年鑑 2011年』より筆者作成。												

ちなみに、ベトナムでは、2010年の労働者950万人のうち670万人が組合員で組織率は70.5%、4904.8万人の就業者全体の組合参加率は13.7%である³⁷。中国工会とは異なり、労働組合がストライキを組織し指導する権限(労働組合法第10条)を与えられているベトナムで、山猫ストライキが多発するのは、こうした労働組合を持たない企業と未加入労働者が多いためであろう。

こうして市場経済化によって企業と労働者を取り巻く環境が激変する中で、工会全体の基本構造はあまり変化していない。中国工会は、5年に1回開催される全国代表大会とその執行機関である267名の総工会執行委員会、及び39名の主席団を頂点に、全国規模の10の産業別工会が中央・地方(省・市)県・基層の各レベルに階層的に配置され、上級工会が下級工会を指導する関係が構築されている。2006年当時、132.4万の基層工会と1億6994万人の会員が存在しており、1工会につき平均128名の会員が参加し、総工会の主席1名が435.7万人、執行委員1名が63.6万人の会員を代表していたことになる³⁸。

他方で、ベトナムでは、2003年当時、6.1万の基礎労働組合を20の中央産業別組合が代表し、425万人の全労働者を唯一のナショナルセンターであるベトナム労働総同盟(以下総同盟と略記)が一元的に代表する。これは、1組合当たり平均69名の組合員が参加することになる。総同盟は、19名の主席団を含む150名の執行委員で構成され、主席1名が224,000人、執行委員1名が28,000人

の組合員を代表する³⁹。中国の基層組合が労働者の利益を代表しうる能力はベトナムの約2分の1にすぎず、中国の労働者が総工会の運営に参加できる機会は、ベトナムの労働者が総同盟の運営に参加できる機会と比べて、20分の1以下であることを意味する。2001年改正工会法第6条が「会員と労働者の合法的權益を擁護することが工会の基本的職責」と明記しているにもかかわらず、労働者にとって工会を利益代表とは認識できない原因の一端はここにある。

表5 労働組合の代表性—中国とベトナムの比較

	中国	ベトナム	対 比
1組合当たりの労働者数	128	69	1.85 : 1
主席1名当たりの労働者数	4,357,000	224,000	19.4 : 1
執行委員1名当たりの労働者数	636,000	28,000	22.7 : 1

出典) 注38と注39の文献資料に基づき筆者作成

長年、中国工会幹部の選出方法は、「会員大会あるいは会員代表大会の民主選挙で選出される」（工会法第9条）と規定されるだけで、詳細な規定が欠落していた。その結果、一部で基層工会主席の直接選挙が試行されていたものの、多くの郷・鎮級以上の工会幹部は、工会の自主的な人選ではなく党委員会の決定に服するか、党や行政からの派遣を受け入れてきた。2008年7月に総工会が公布した「企業工会主席選出弁法」によれば、一つ上級の労働組合、企業の党組織、会員代表によって結成された指導グループが、主席候補者を指名し、作成された候補者リストは企業の党組織及び一つ上級の労働組合で審査及び認可されねばならない。その上で、会員大会または会員代表大会で、会員による無記名投票方式選挙で選出されることとなった⁴⁰。

他方で、ベトナム労働組合主席は、組合員に直接選ばれた執行委員の互選で選出される。党は、労働組合が選出または任命する幹部を、紹介することができるにすぎない⁴¹。組合幹部の選出は労働者の参加と代表性を推し量る有力な

指標であるが、組合員による幹部選出が規範として定着しているベトナムと比べると、幹部候補者の推薦過程に党や上級労組が深く関与し、候補者の決定に拒否権を持つ中国では、労働者の参加が著しく制約されていると言わざるを得ない⁴²。

(2) 政治社会への参加—労働組合と党=国家との関係

全国の工会を代表する中国総工会が、党=国家の意思決定に関与するには、労働法規や政策形成過程への直接参加と、統一戦線組織を通じた間接参加の方式がある。

中国独特な政治制度の下で、公共政策の立案にかかわる全機関に党組織を設置し、その指導を通じて政策過程の核心に位置するのは共産党である。労働法規に関しては、国務院労働・社会保障部（2008年以降は人力資源・社会保障部に改編）の党組が原案を作成し、中国共産党中央委員会政治局の指導と同意を得て、全人代常務委員会で審議される。総工会は国務院の会議に出席し、発言する権利が与えられている。実際、国有制工業企業法（1988）、工会法（1992、2001）、労働法（2001）の起草段階から総工会は参加した。2007年6月と同年12月に公布された労働契約法と労働紛争調停仲裁法の作成過程にも参加したが、総工会は消極的な役割しか果たせなかった。総工会は、党および国務院が労働法規を作成する際、必要な会議や活動に参加できるだけであって、主体的に法案を作成する権限は与えられていない。同様に、地方工会も、労働者の権益に影響を与える政策や規則の策定にあたり、同級の党委員会や政府機関を支援する役割しか与えられていない。

他方、ベトナムでは、1990年の労働組合法（及び2012年改正労働組合法第12条）で、労働総同盟には、労働者の権利・義務に直接関連する法案を国会に提出する権限が認められている。また、労働に関する政策や制度の実施を監督、調査、監視する責任を与えられてきた（2012年改正労働組合法第14条）。1994年には、労働関係や労働者保護の統一的制度として、従来の法令・規則を集約した労働法典が成立している。労働市場の整備に不可欠な労働法典を、中国よ

りもいち早く整備できた背景には、労働組合の実質的な参加と協力があったからと考えられる。

中華全国労働者総工会は、中国共産主義青年団や中華婦女連合会と並んで政治協商会議(政協)を構成する主要な大衆組織である。政協主席は常に中央政治局および常務委員会の一角を占め、政協は党中央委員会に代表を送り込んできた。204名で構成される第17期党中央委員会では、全体の3.9%に相当する8名の政協代表が中央委員に就任した⁴³。2006年、党中央は「人民政協工作の強化に関する意見」を発出し、諸団体の意見集約機能を政協に期待した。しかし、政協は、「広範な代表制を有する統一戦線組織である」と憲法前文で記されている以外には、憲法本文では何の記載もされていない。政協定款第2条で政協の主要機能と規定された「政治協商」と「民主的監督」も、政策決定への関与を意味する概念ではない⁴⁴。つまり、政協は法律・行政上にはいかなる権力もなく、共産党に対する助言機関にすぎない。

ベトナムにおいて、政協に相当する統一戦線組織がベトナム祖国戦線である。第12期国会議員の中央レベル167人のうち、祖国戦線は31人を占め、専従国会代表の85人に次ぐ勢力であった。ただし、第9回及び第10回党中央委員に占める祖国戦線に属する政治社会組織の代表は、2.7%と3.8%に過ぎなかった⁴⁵。しかし、祖国戦線は、国会と国会常任委員会への法案提出権(祖国戦線法第9条)を持つだけでなく、国会議員や人民評議会候補者の推薦など選挙過程全般に強い影響力を持っている。その有力な構成組織であるベトナム労働総同盟は、祖国戦線中央委員会並びに中央委員会主席団に代表を送り込んでおり、祖国戦線を通じて政策決定過程に対する発言力を確保している。

7. 党=国家による社会の統制

2001年工会法は、工会を「共産党の指導の下に労働者が自主的に結成した大衆組織」(第2条)と規定し、その基本的職責を「労働者の合法的權益を守ること」(第6条)であると明記した。本節では、(1) 工会の自主的結成に対する制約の程度を通じて、政治社会における党=国家の統制の度合いを考察し、(2)

工会による主体的な労働者の権益保護に対する制約の程度を通じて、市民社会における党=国家の統制の度合いを検討することとする。

(1) 政治社会における統制—党による労働組合の統制

2001年工会法第11条は、各級工会の設立には1級上位の工会の認可が必要と規定しており、工会の設立と運営は、労働者の自主性によるというよりも、全国総工会を頂点として中央集権的に統制される仕組みが貫徹している。同時に、各級工会には共産党委員会が組織されるため、基層工会は上級工会による指導と共に、共産党の指導を受けることになる。特に、2001年の工会法改正では、「社会主義の道を堅持し、人民民主制を堅持し、中国共産党の指導を堅持し」なる文言が追加され、改めて党による統制が強化された。

上級工会に対する同級の党委員会の優越性を保証しているのが、工会幹部の人事である。郷・鎮级以上の各級の工会主席は、党、政協、人代、政府等の副職担当者を兼務している。これは、工会の政治参加を強化するというよりも⁴⁶、党が幹部管理を通じて工会を統制すると同時に、工会が党の威信を借りて労働者を統制する仕組みとなっている。2006年の時点で、9,634人の工会主席・副主席の約80%に相当する7,687人が、同時に官職を兼務していた。また、2008年には、36名の省級工会主席のうち34名が、党・政府の副職を兼務した⁴⁷。その結果、中国工会は、「労働組合ではなく政府機関であり、会員の利益よりも党の利益を追求するために設置されている」と指摘されてきた⁴⁸。

こうした党の強力な指導の下で、全国総工会は地方組織を動員して組織率及び工会設立率の回復に努めた。その結果、総工会の発表によれば、工会会員は2006年の1億6994.2万人から2010年の2億3996.5万人へ、組織率は60%から74.7%へと拡大した。基層工会の数も1999年の50.9万から2010年には197.6万へと約4倍弱に拡大し、工会設立率は50.9%に達した⁴⁹。しかし、これらの公表データは必ずしも実態を反映しているとはいえない。たとえば、2004年の時点で、私営企業労働者198万人の約16%に相当する32.4万人しか会員になっていない事実と付け合わせると、2006年時に私営企業労働者の組織率が既に

95%となっているデータは俄かに信じ難い⁵⁰。

実際、こうした工会組織の再建にもかかわらず、自営業者や私営企業で働く非会員労働者による大規模な集団的抗議行動が頻発した。たとえば、2008年に重慶市で発生した約9000人規模の抗議行動は、工会に加入しないタクシー運転手によるものであった。また、農村各地で、小中学校の教師が、賃金格差に抗議して数千人規模のストライキを実施した⁵¹。中国工会は、公有制経営管理者に入会資格を与える一方で、私営企業家の入会を認めていない。その結果、党=国家や経営者と対立関係に立つことのない工会は、労働者の利益と権利を擁護する大衆組織とはみなされなかった。

また、地方工会を基本とする中国では、企業別工会や産業別工会の役割は形骸化してきた。実際、全国産業別工会は、1990年代の18から2003年には10に縮小された。その結果、地方工会を通じて党や政府機関によって一元的に統制を受ける会員と、工会の統制が及ばない大量の非会員が発生することとなった。これとは対照的に、ベトナムでは、「賃金労働者と合法的な自営業者」に組合員資格を認め、職場単位の基礎労働組合の他に、同業自営業者の団体である同業者組合の設立が認められている。産業別労働組合よりも地域別労働組合の方が優越しているものの、2000年まで18だった産業別労働組合が2002年以降は20に拡大している。また、2006年からは、労働組合未設立の事業場において、上級組合の監督の下での労働者代表によるスト権行使が認められるようになった。

中国共産党による人事面からの社会統制は、党の要職者が工会主席を兼任する処に端的に表れている。たとえば、尉健行総工会主席は第14期～第15期(1992年から2002年)の政治局委員・常務委員を、王兆国総工会主席は第16期～第17期(2002年から2012年)政治局委員を兼任した。「民主集中原則」を共有するベトナムでも、上層の組合幹部のほとんどは党員によって占められてきた。歴代のベトナム労働総同盟主席は党中央委員を兼任し、執行委員の大半も党員である。

しかし、ベトナムでは、労働組合の設立が「行政機関と関係組織への通知」

だけで可能(1990年ベトナム組合法第1条2項)となっており、中国よりも党による労働組合の統制は弱いものであった。ただし、2001年12月の第10回国会決議に基づいて修正された改正労働組合法から、基層労働組合の設立規定は削除された。2008年11月の第10回労働組合大会で採択されたベトナム労働組合法第16条では「上級労働組合の決定」に従うこととなった。また、同大会において、2004年に25.1%だった組織率(全国約62,000の企業のうち15,795が組織化)を、2013年までに70%まで引き上げる目標が掲げられた⁵²。

「ベトナム共産党の領導」が労働組合法第1条1項に明記されているように、ベトナムでも労働組合が党の統制下にあることに変わりはない。しかし、ドイモイ(刷新)路線導入後最初の第6回労働組合大会が1988年に開催され、ベトナム共産党書記長は組合幹部が党員である必要はないとの声明を発表した。併せて、ベトナム総労働組合から1961年以前に使用されてベトナム労働総同盟に名称を変更し、労働組合の権限を拡大し分権化する方向性が示唆された⁵³。また、労働組合の任務は、「労働者の動員」から「労働者の権利と利益に対する配慮と防衛」にシフトした。こうして、ドイモイ以降、党の統制が緩和されてきたベトナムとは異なり、天安門事件以降の中国では、逆に党による統制が強化されたのである。

(2) 市民社会における統制—労働組合と労働者の離反

2004年9月、第16期4中全会は、「党の統治能力の強化に関する党中央の決定」を採択した。この決定は、社会主義と調和社会の建設にあたり、人民に対する党と政府の権限を強化するもので、その具体的な取組みが「社会管理」であった。2006年10月の第16期6中全会は、「社会管理」を「社会主義調和社会を構築するための必然的要請」とした⁵⁴。その結果、労働者の権益擁護は、より重要な調和社会の構築という枠組みの中に位置づけられることになった。そして、調和と安定が優先される中で、工会の基本的職責であるはずの労働者の権益擁護は、党と政府の手に委ねられることになった。

2005年12月、全国総工会は、労働者の権益擁護のための工会の基本的活動を、

①政府及び立法への広範な参加、②基層労働関係の調整、③労働者の民主的管理、④労働法遵守のための監視、⑤労働争議の早期警戒と対応措置、⑥労働者支援のメカニズムの6つにまとめた。このうち、基層企業工会が担うのは②と③だけで、労働者の権益擁護の責任は各級の地方工会の責任とされた。私営企業が集中する郷・鎮レベルの地方工会には、労働者の権益擁護に取り組むだけの能力はなく、党委員会と地方政府への依存と一体化を深めていった。そして、労働者の権益擁護活動を工会から党・政府へと移管する決め手となったのが、2007年初旬に全国総工会が採択した「五位一体」アプローチであった。そこでは、①党の領導、②政府の支援、③社会の協力、④工会の活動、⑤労働者の参加の順番で、労働者の権益擁護の取り組みが描かれていた⁵⁵。こうして党と政府による全国総工会と地方工会に対する統制が強化される一方で、基層の企業工会は、労働者の権益擁護に何の役割も果たすことができなかった。その結果、労働者の不満は、工会を経由することなく、党や政府に対する集団的抗議行動を促すこととなった。

他方、ベトナムでは、ドイモイ政策の導入以来、労働組合が、政府の制度の枠外で、労働者の雇用・生活支援活動を独自に実施してきた。1992年10月、ベトナム労働総同盟は、「生活改善と利益擁護は労働組合の中心的任務」と位置付けた。天安門事件を契機に、中国では党による労働組合の統制が強化された。これとは異なり、ソ連・東欧の体制崩壊を教訓に党と国家の役割と機能の分業を打ち出したベトナムでは⁵⁶、労働組合の自立性を尊重する方が、労働力の再編がもたらす社会問題に効果的に対処できると考えられた。実際、1990年の党中央委員会第8回会議では、大衆工作の刷新と党と人民関係の強化が決議され、ベトナム労働総同盟をはじめとする既存の大衆組織による独自の活動が奨励された⁵⁷。その結果、90年代に発生したストライキの70%は外資系企業におけるもので、国営企業での紛争は労使交渉で解決していた⁵⁸。しかし、2000年代後半に入ると、外資系企業と民営企業において大規模なストライキが頻発し始めた。労働争議の原因も、90年代のような最低賃金や労働時間をめぐる使用者側の労働法違反から、労働者側の賃上げ要求へと変化した。外

資系企業と民間企業に活動の基盤を持たない党と労働組合は、未組織労働者の抗議行動を止めることはできなかった⁵⁹。

上記のように、党による労働組合の統制は、組合員に対する統制を保証するものではなかった。しかも、党の工会への統制がより強固である中国の方が、ベトナムよりも、労働者に対する統制が効いておらず、集団的抗議行動の大規模化を招いていた。これは、党の工会への垂直的な統制がどんなに強固であっても、水平的な広がりを持たない限り、労働者の集団的抗議行動の大規模化を防ぐことは困難であることを示している。また、労働者に対する統制の相違は、労働組合を含む広範な大衆組織を束ねる統一戦線組織の機能の違いにありそうである。中国政協もベトナム祖国戦線も、共に共産党の指導の下に置かれている。しかし、中国では、政協の役割について明確な規定がなく、久しく形骸化してきた。そのため、党は政府や工会幹部を通じて会員を統制するしかなく、非会員労働者に対しては何ら統制する装置を持ち合わせていない。他方で、ベトナム祖国戦線は、党、政府、労働組合の能力不足を補完する役割を果たしていた。

8. 結論—仮説の検証

一般に、社会主義体制下の労働組合は、共産党と労働者との間の伝達紐帯として、党による労働者の組織化と労働者からの要求の汲み上げという二つの機能が期待されている。そして、党=国家と社会の関係は、社会の側が自律的に国家へ浸透していく社会コーポティズムの側面よりも、社会の側が依存的で国家に浸透される側面を強く持つ国家コーポラティズムとして理解されてきた。その点で、中国もベトナムも、元来、国家による社会の統制が強く、社会から国家への参加が低いという制度的特徴を共有している。

しかし、市場経済の導入による経済社会環境の劇的な変化に、両国のコーポティズムは異なる対応をした。特に、2000年代にはいると、中国では労働者によるストライキ行動の暴力化と大規模化が進行し、ベトナムでは2006年に境に、穏健で小規模だったストライキ行動が穏健ながら大規模な抗議行動に変

容した。本稿で提示した表1「コーポラティズムと集団的抗議行動の4類型」に当てはめると、中国は第Ⅳ類型の促進型(参加・減少/統制・弱化)に相当し、2006年を境に穏健で小規模な抗議行動から穏健で大規模な抗議行動に変容したベトナムは、第Ⅱ類型の抑制型(参加・増大/統制・強化)から第Ⅰ類型の折衷型(参加・増大/統制・弱化)へ変化した。

社会から国家への参加状況を、市民社会と政治社会に分けてみた場合、中国もベトナムも労働者全体の組合加入率は低く、市民社会での参加水準は低いままであった。しかし、労働政策の立案過程に対して、中国総工会の参加水準が減少したのに対して、ベトナム総同盟の参加水準は増大した。言い換えれば、政治社会における参加水準は、ベトナムと中国は逆方向に変化した。つまり、上記の類型で想定された参加水準の評価は、概ね実態と一致していたといえよう。

次に、2000年代後半に限定して、国家から社会への統制の実態を政治社会と市民社会に分けてみた場合、中国では、総工会の党に対する自立性は低下し、工会の労働者への統制は弱体化した。つまり、政治社会での統制は強化されたものの、市民社会での統制は弱体化した。他方、ベトナムでは、党の総同盟に対する統制は幾分強化されたものの、組合の労働者への統制は弱体化した。つまり、政治社会での統制は強化されたが、市民社会での統制は弱体化した。中国・ベトナム両国で見られたストライキ行動の大規模化は、党による組合への統制の強化にもかかわらず、組合の労働者に対する統制が弱体化した結果であったと推察される。

要するに、中国における集団的抗議行動の大規模化と暴力化は、労働組合の伝達紐帯が双方向で機能不全を起こした結果であったといえる。しかし、ベトナムとの比較から、ボトム・アップの利害調整機能を改善すれば、中国における集団的抗議行動の暴力化は軽減できるとの示唆が得られた。

[付記]

本論文は、平成22年度～平成24年度に実施された科学研究費補助金基盤研究(A)「調和社会の政治学—調和的な発展政策の形成と執行の総合的研究」(研究課題番号:22252003)の研究成果の一部である、

注

- ¹ Thomas Lum, “Social Unrest in China,” *CRS Report for Congress*, May 8, 2006, p.12.
- ² 諏訪一幸、『『群体性事件』と中国共産党—親民政策と自己矛盾—』2009年3月30日、p.3. <<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~ksuwa/3PDF/mure.pdf>>
- ³ Andrew Wedeman, “Enemies of the State,” Paper Presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association,” Toronto, Canada, September 2009, pp.7-28.
- ⁴ ただし、2000年代後半から騒乱や暴動の発生件数が増大の一途をたどる一方で、労働条件や土地取得を巡る大規模な集団的抗議行動は減少傾向にあるとの調査結果もある。Yanqi Tong and Shaohua Lei, “Large-Scale Mass Incidents and Government Responses in China,” *International Journal of China Studies*, Vol.1, No.2, October 2010, pp.491-494.
- ⁵ 世銀のガバナンス指標は、複数の民間シンクタンクによる主観的評価を、経年変化と国際比較が可能となるように数値化したものである。その中で、国内の政治的安定度と暴力の程度を測定した指標(+2.5～-2.5)は、数値が低いほど社会不安が大きいことを示す。<http://info.worldbank.org/governance/wgi/sc_chart.asp#>[2012年12月12日アクセス]
- ⁶ <<http://blogs.wsj.com/chinarealtime/2012/09/17/chinas-inequality-gini-out-of-the-bottle/tab/print/>; <http://english.vietnamnet.vn/en/society/10055/vietnam-s-rich-poor-gap-widens---at-9-2-times.htm>>
- ⁷ Ted Robert Gurr, *Why Men Rebel*, Princeton: Princeton University Press, 1970; Kurt Shock, “A Conjectural Model of Political Conflict: The Impact of Political Opportunities on the Relationship between Economic Inequality and Political Conflict,” *Journal of Conflict Resolution*, Vol.40, No.1, 1996. pp.98-133.
- ⁸ 唐亮、「近代化の第2段階を迎えた中国—調和社会の構築は可能か—」『国際問題』No.568(2008年1・2月)pp.24-34.
- ⁹ Thomas P. Bernstein, “Unrest in Rural China: A 2003 Assessment,” *CSD Working Papers*, Center for the Study of Democracy, 2004; Jean C. Oi, “State Responses to Rural Discontent in China: Tax-for Fee Reform and Increased Party Control,” *Asia Program Special Report*, Woodrow Wilson International Center for Scholars, No.108, March 2003, pp.4-7.
- ¹⁰ この点を、公共財に起因するただ乗り行動で説明したのがオルソン(Mancur Olson)の集合行為論であった。Mancur Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods*

- and the Theory of Groups, Cambridge: Harvard University Press, 1965.
- ¹¹ John McCarthy and Mayer Zald, "Resource Mobilization and Social Movement," *American Journal of Sociology*, Vol.82, 1977, pp.1212-41.
- ¹² Peter K. Eisinger, "The Conditions of Protest Behavior in American Cities," *The American Political Science Review*, Vol.67, No.1, 1973, pp.11-28. 政治的規制を政治システムの開放度に置き換えた議論には、David Meyer, "Protest and Political Opportunities," *Annual Review of Sociology*, Vol.30, 2004, pp.125-45.
- ¹³ Yanqi Tong and Shaohua Lei, op.cit., p.501; Murray Scot Tanner, "China Re-thinks Unrest," *The Washington Quarterly*, Vol.27, No.3, Summer 2004, p.147.
- ¹⁴ 栗田宣義「社会運動を構成する三つの論理—社会運動の比較政治社会学への理論的序説」『国際学論集』(1987年1月)によれば、社会運動は「集合的主体性」、「異議申し立て」、「反制度的行為」の三つの論理で構成される。
- ¹⁵ 中南米諸国を対象に、政治制度が脆弱であるほど街頭抗議行動が発生しやすいとの分析結果も出ている。Fabiana Machado, Carlos Seartasemi, and Mariano Tommasi, "Political Institutions and Street Protests in Latin America," *IDB Working Paper Series*, No.110, November 2009.
- ¹⁶ 上谷直克「国家コーポラティズム(論)の呪縛?—「民主化」以後のラテンアメリカにおける政・労・使関係の軌跡—」『大原社会問題研究所雑誌』(No.595、2008年6月号) pp.31-32.
- ¹⁷ 促進説の代表的なものにPhilippe C. Schmitter, "Reflections on Where the Theory of Neo-Corporatism Has Gone and Where the Praxis of New-Corporatism May be Going," Gerhard Lehmbuch and Philippe Schmitter, eds., *Patterns of Corporatist Policy-Making*, London: Sage Publications, 1982、抑制説の代表的なものに、Craig Humphries, "Explaining Cross-National Variation in Levels of Strike Activity," *Comparative Politics*, Vol.22, 1990, pp.167-184がある。
- ¹⁸ 桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動—制度と集合行動の比較政治学』(東信堂、2002年)
- ¹⁹ 「集権度」は、労組の各中央組織が下部組織に対して行使しうる統制力の程度を、「集中度」は、労組の組織率や中央労組の数によって示される独占の度合いを示す。
- ²⁰ Ruth Berins Collier and David Collier, "Inducements versus Constraints: Disaggregating 'Corporatism'," *The American Political Science Review*, Vol.73, No.4, December 1979, pp.967-986.
- ²¹ 石井章『現代中国政治と労働社会—労働者集団と民主化のゆくえ』(お茶の水書房、2010年)第7章。
- ²² Alfred C. Stepan, *Arguing Comparative Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2001.
- ²³ 労働政策研究・研修機構、『データブック国際労働比較2012』より。
- ²⁴ 2004年に改正された現行憲法の元となる1982年憲法では、序文において労使対立は存在しないことになっており、75年憲法で明記されていたストライキの権利が削除された。
- ²⁵ 国際労働機関の2008年データによれば、アジア地域ではインドの423件が最多で、香港、フィリピン、ミャンマーなどでは10件以下である。<<http://laborsta.ilo.org/STP/guest>>[2012年2月12日アクセス]
- ²⁶ <<https://chinastrikes.crowdmap.com/reports>>[2012年2月19日アクセス]
- ²⁷ Yanqi Tong and Shaohua Lei, op.cit., p.491.
- ²⁸ 山下昇、「中国における農民工の集団的労働紛争への対応」『日本労働研究雑誌』623号、

- 2012年6月、pp.52-53.
- ²⁹ *China Labour Bulletin*, “A Decade of Change: The Worker’ Movement in China 2000-2010,” Research Report, March 2012, p.14.
- ³⁰ Andrew Wedeman, op.cit., pp.24-26.
- ³¹ *China Labour Bulletin*, “A Decade of Change: The Worker’ Movement in China 2000-2010,” op.cit., p.16.
- ³² Anita Chan and Irene Norlund, “Vietnamese and Chinese Labour Regimes: On the Road to Divergence,” *The China Journal*, No. 40, July 1988; Anita Chan, “Strikes in China’s Export Industries in Comparative Perspective,” *The China Journal*, No. 65, January 2011.
- ³³ China Labour Bulletin, “Speaking Out: The Workers’ Movement in China (2005-2006)” *CLB Research Reports*, No.5, December 2007, p.33.
- ³⁴ Yongshun Cai, *Collective Resistance in China: Why Popular Protests Succeed or Fail*, Stanford: Stanford University Press, 2010, p.137. 調査対象は、1994年から2007年までに発生した261件の集团的抗議行動。
- ³⁵ Rudolf Traub-Merz, “Wage Strikes and Trade Unions in China: End of the Low-Wage Policy?” *International Policy Analysis*, June 2011, p.4.
- ³⁶ Cheng Hee Lee, “Industrial Relations and Collective Bargaining in China,” *Working Paper*, No.7, ILO, October 2009, p.11.
- ³⁷ <http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=467&idmid=3&ItemID=12893; http://www.jilaf.or.jp/rodojijyo/asia/southeast_asia/vietnam2010.html>
- ³⁸ Hui Sio Ieng, “The Containment of Labour Unrest in the Post Socialist China,” *New Research in Global Political Economy, Working Paper*, No.03/2011, January 2011, p.24.
- ³⁹ 押見善久『ベトナムの労使関係と労働組合』博士論文2004年12月、<<http://hdl.handle.net/2115/28082>>
- ⁴⁰ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/labor_09.pdf>
- ⁴¹ 藤倉哲郎「ドイモイ最初期における労働組合の諸活動とベトナム労働総連合 (VGCL) の方針」『アジア研究』Vol.55, No.1, 2009年1月、p.64.
- ⁴² Rudolf Traub-Merz, “All China Federation of Trade unions: Structure, Functions and the Challenge of Collective Bargaining,” *The Global Labour University Working Paper* No.13, September 2011, p.8.
- ⁴³ 中国総覧編集委員会編『中国総覧2007～2008年版 別冊付録』(ぎょうせい、2008年)48頁。
- ⁴⁴ 諏訪一幸、「中国共産党の幹部管理政策—『党政幹部』と非共産党幹部」『アジア研究』(第50巻第2号、2004年4月)121頁。
- ⁴⁵ <http://d-arch.ide.go.jp/idedp/JBR/JBR000300_004.pdf>
- ⁴⁶ 小嶋華津子「中国の市場経済化と『工会』改革をめぐる議論」『アジア研究』(第52巻、第1号、2006年1月)p.12.
- ⁴⁷ Rudolf Traub-Merz, op.cit., p.8.
- ⁴⁸ Bill Taylor and Qi Li, “Is the ACFTU a Union and Does it Matter?” *Journal of Industrial Relations*, Vol.49, No.5, November 2007, p.710.
- ⁴⁹ 『中国統計年鑑2011』<<http://chinadataonline.org/member/yearbooknew/yearbook/ybcddata.aspx?yc=F88F0ED0C6279E70148150AA6B635573&cc=P0N04&ft=60E96FC2F750F00C>>

- 中華全国総工会ホームページ、<<http://english.acftu.org/template/10002/file.jsp?cid=63&aid=622>>
- 50 『中国労働統計年鑑』 <<http://chinadataonline.org/member/yearbooknew/yearbook/Ayblast.aspx>>
- 51 *China Labour Bulletin*, “Going it Alone: The Workers’ Movement in China(2007-2008), Research Reports, July 9, 2009, pp.27-28.
- 52 <http://www.jilaf.or.jp/rodojijyo/asia/southeast_asia/vietnam2004.htm>
- 53 Anita Chan and Irene Norlund, “Vietnamese and Chinese Labour Regimes: On the Road to Divergence,” *The China Journal*, Issue 40, July 1998, p.185.
- 54 中国総覧編集委員会編『中国総覧2007～2008年版』（ぎょうせい、2008年）60頁。
- 55 *China Labour Bulletin*, “Protecting Workers’ Rights or Serving the Party: The Way Forward for China’s Trade Union,” Research Reports, March, 2009, pp.20-23.
- 56 中野亜里『『ベトナムの社会主義的法治国家』の建設—革命の新段階における政治指導のドイモイ』白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』（アジア経済研究所研究双書494号、1999年）120頁。
- 57 藤倉哲郎、前掲論文、55～60頁。
- 58 Anita Chan and Irene Norlund, op.cit., p.180.
- 59 Do Quynh Chi, Understanding Industrial Relations Transformation in Vietnam: A Multi-dimensional Analysis, Ph.D. Thesis, The University of Sydney, January 11, 2011, p.68.